

平成27年度 第3回中小企業振興会議 農業振興検討部会 議事録

日 時	平成28年3月22日(火) 午前10時から午前11時30分まで
場 所	クリエイターズプラザ3階 研修室A
出席者	○ 農業振興検討部会委員 石井委員、上田委員、園田委員、高田委員、田中委員、福田委員、松浦委員(平田委員の代理)、宮崎委員、米谷委員 (欠席:塩路委員、多田委員、) ○ 事務局 農政課 紀先課長、中洲総括主幹、田中主査
案 件	1. 検討～農業振興施策について 2. その他
議事要旨	<p><b>【開会】</b></p> <p><b>【事務局から】</b> ・配布資料の確認 ICレコーダー録音の承認</p> <p><b>【質疑】</b> (委員) 次第に則って振興施策の検討に入りますが、前回、ご出席できなかった委員に自己紹介と本市農業に関するご意見も含めてお話をお願いします。 (委員) 八戸ノ里東小学校の校長をしています。小学校の学習の中で農業は5年生の社会からでてまいります。実際社会科をやっていく中で教科書に書いてある事だけを子ども達に教えていくというのは、子ども達にとって面白くないし、自分自身の力にもつながらないという事もあり、様々な、例えば東大阪は中小企業の町なので、工業学習なんかは工場の見学に行ったりしながら実際に働いている方にその人の思いなどを知りながら、ふれあいながら学習を進めていくというのが本来の学習ではないのかなと思います。ただ現実じゃあ農業学習をどう進めていくのかということになった時に多くの学校で中々農業体験をしながら学習を進めるということは出来にくいという思いがあるのではないかと感じます。本校については幸い農地をお借りする中で田植えとか稲刈りとか体験させていただき、実際お手伝いいただいている地域の方のお話を聞かせていただいたりしながら、どういう風に農業が進められていくのかということを実際に子どもが体験し感じていくことが出来る訳ですけども、そういうことが出来ない学校については、前任校では、学習田1m2m四方のところシートを敷いて水を引いて田植えをすとかしか出来ない。中々そういうものかというのを感じにくいというのがあるんですが、そういう意味で子ども達が本当に自分が体験しながら学習を進めていくために、本市における農業学習をどう進めていったらいいのかというのが、一つの私自身の課題でもあるのかなと思っています。現実的に私は西地区ですので農地は殆どありません。やっぱり家が建っていく中で中々その場所がないという事もありますので、その辺また色々ご意見をいただいて現場で生かしていけたらと思っています。 (委員) それでは事務局の方でレジュメを作っていただいている。骨子は、第1回部会で確認した新たな課題。都市農業振興基本法の成立あるいはTPP合意による本市農業への影響。そういった観点で前回研修をさせていただいたと思っています。2点目の今後の検討すべき課題ということで、都市農業振興基本法の成立を受けて本市の振興計画をどのように策定していくのか、という様なところを資料にまとめてもらっているので、まず事務局からレジュメの内容の説明をお願いします。</p> <p><b>【事務局】資料説明</b> (委員) 今回検討すべき課題ということで事務局の方で現状・問題点についての資料の説明をいただきました。具体的な課題ということで3点あるが順次、委員の皆さん方からご質問・ご意見、将来的な展望についてご議論いただきたいと思っています。まず1点目ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる発展と本市の農の魅力アピールという項目に関してですが、ここでは特に資料でまとめている3点と、6次産業化についての部分でキーワードとしては、ファームマイレージ運動との連携ということで、市民・消費者への情報発信の仕掛けが必要ではないか。あるいは2点目については農業振興啓発協議会が行っている様々な事業について、行政以外が取組む支援づくりが要るのではないかと。続いてファームマイレージ運動に参加する消費者が収穫体験事業に関わる援農ボランティアのところの人材確保ということがキーワードとしてまとめていただいているので、そこの所を含めてご論議いただきたいと思います。まずご質問あればお願いします。 (委員) 今後の検討すべき課題の中で、前回は発言したが体験農業の取組みの充実化の中で、都市住民のために有効利用する農地の形態のところ、対象農地は宅地並み農地、生産緑地、納税猶予農地、市街化調整区域農地の全てが対象となっているが、これだけでは誤解があると思います。というのは、贈与税・相続税で納税猶予農地はかなりのメリットがある。逆に適用された方にはかなり厳しい規制がある。この件については今現在、終身営農で継続して行わなければならないところが、故障とか身体障害・精神障害については一部緩和していこうということで、その場合には貸付でもいいという様に税法で改正され、その後、より緩和されて、平成21年12月に緩和改正された。その内容は2月15日、3月16日の農業委員会総会でも問題になりました。ただ、今申し上げた様に一般に皆さんが農業体験されるのは、宅地並み農地、生産緑地農地、市街化調整</p>

区域農地は問題ないが、納税猶予農地も含まれるということで、若干問題があるということで、これにつきましては今申し上げた平成21年税法改正で障害による故障になった場合は、保健福祉手帳・障害者等級1級の方、あるいは身体障害者の適用では障害の程度が1級または2級の適用を受けている場合。もう1点は介護保険制度の被保険者証要介護状態区分が5、この3点に該当する方が、農地を貸し付けてもいいとなり、それ以後の平成25年1月1日で新しく緩和されたのが、障害または事由により農業に従事できなくなった故障として市長村長の認定を受けている場合に耕作不可能という場合には農地法3条の賃貸借契約許可を受ける、農業委員会に手続きされる制度がある訳で、その辺が、市街化区域農地、生産緑地農地あるいは市街化調整区域農地と同じ様に自由に貸付出来るのかと誤解されている方がかなり多く見受けられる。農業委員会の中でも委員さんにはその辺、十分に周知されていなかったのもので、2月、3月の総会で確認してきた。皆さんにも誤解されて納税猶予農地で優遇を受けておきながら、もう一方で同じ様に貸付出来るかと誤解されるといけないので、最終的には国税庁のしかるべき裏付けをとって、関係するJA等とも連携していただいて、関係する農業委員さんも自分の担当地域でそういう貸付が生じた場合は、農業委員会事務局は税制面では何の権限もないが、確認を2回にわたってしていますので、この機会にご理解いただけたらということで発言させていただきました。

(委員) 次の農業振興基本計画に基づいて税制がどうなるかということは、まだこれから議論の余地があるという。現行の制度はまだまだ生きていうことなので、今後の国の計画次第という理解でよろしいでしょうか。それでは、それ以外でファームマイレージ運動に関わる部分と、農業振興啓発事業に関わる部分で何かご意見なり、今後こういった方向性があるのではないかと、ということのご意見があれば頂戴したいと思います。事務局の方で別紙1で農業振興啓発協議会の取組みをまとめていただいております。JAグリーン大阪、JA大阪中河内さんも関わっていただいておりますので、何かコメントございましたら。

(委員) 先程、八戸ノ里東小学校での農業体験のご紹介あったが、今、農協の方の営農研究会が中心にやっている農業体験事業なんですけども、元々農協が合併する前の小さい単位農協の時に、その区域の学校にそれぞれの営農研究会がやっていたのがそのまま続いている。あんまり新規にやっているのは聞いたことがない。JAグリーン大阪の本店は畑をもっていますので、そこで新しくやっているが、それ以外の所はあまりその事業をやっていない。農業体験事業を個々の今やっている農家の方が直接その地域の学校の方と上手く、行政が間に入ってコーディネートして、そういうのをやらないと、私も農協の組合員ですが、中々、組合員の組織でしか目が向かないので、一般の学校の方にやろうとはならない。そういうところは行政の仕事かなと思う。もうちょっと上手くやれば学校の体験事業が広がる可能性はまだあるのかなと思う。

(委員) 学校の方で要望とかいうのはあるのですか

(委員) 小学校全体での要望は今迄ないですね。各学校が地域に農地がある場合は、各学校がその地域の方と話し合いの中でやってきた。恐らく声をかけたら、やりたいという学校は割とあるのではないかと思います。ただ現実的に自分の学校から遠く離れた所に行かないといけなくなると、難しい話やなと思う。その辺りが難しい部分になるのかなと思います。特に西地区。中・東はまだ農地が沢山残っているところはあるので。

(委員) 大蓮の方の小学校で農業の話をしに行ったことがあり、その時に事前に航空写真を使って農地を調べてみたが、殆ど農地がない。だから実際に学校に行った時に校長先生に言われるんですが、子どもらが畑を実際見たことがない。西地区の場合は実際にそんなことある。私は中地区なのでまだ農地が残っているが、極端に西地区はないので難しい。

(委員) 資料に体験事業で米といも、があるんですが私が昔から言っている菜の花の油採り体験は何故、入れてくれないのかなと思う。しょうがないです。難しいです。でも大阪産業大学では油にする機械をまだ持っているの、それを利用したら、面白いのは面白いんですけどね。

(委員) その機械はどのような経過で入ったのですか、産業大学にあるということとは

(委員) 14～5年前に大阪府が菜の花の油を作らしようということで、5年間予算を用意してあの機械が用意された。(それに携わった方が中心になって事業をやって) 終わった時にその機械どうしようかとなって、預かりもらったのが、その機械なんです。という所が確実な話じゃないですかね。大学生が年々やっているんですが農地を貸していただいた所が貸してもらえなくなって、私達と一緒に一時は行っていたが、今はダメで、今年もやりますかと聞かれるが今年もダメなのよという返事で、使ってないので大変もったいない。

(委員) 平成の何年位前の話ですか。機械が予算化されたのは。

(委員) 14～5年前かと思いますが、油採るのは大変ですけど近大生にもお手伝いいただきながら、死ぬ思いだったということですから(でも大変高いんですよ一番搾りは)。

(委員) 大学の学生さんの関わり方としてはボランティアの関わりなんですか

(委員) ゼミ活動ですね。

(委員) 菜の花の油の活動を入れてほしいということですので、事務局の方で検討していただけたらと思う。他に何かございませんでしょうか、1点目につきまして。

(委員) ファームマイレージ運動は市と一緒にやっていて、エコ野菜をブランド化としてやっているところです。以前から比べて今年の申請が一番最高の申請で93人で府下一位となっている。今フレッシュクラブで売っている野菜の生産率は約70%に達しています。この辺の現状を拡大していくのは難しいかも分かりませんがJAとしてはもっともっと地域に宣伝して、より一層地域の住民の方に理解を広げ買っていただきたい。そのためにはやはり、JA自体もやっているが市の方も宣伝に力を入れていただきたい。というところでございます。もう一つは食農教育で子どもさんや学校に対して先程話がありました。JAの講師をみていただけたら分かると思いますが、地元の農家さん独自でやっている方も結構おられます。意岐部・新家・楠根がそうですし、三野郷地区・縄手・英田はグループ、盾津もグループで個人的に小学校・幼稚園に対して行っているのが現状で

すね。最後に税制問題ですけども、今問題になっているのは貸してる農地が農税猶予農地で果たして正しいのかどうか。という議論が最初に出ていましたが、納税猶予農地について本来からして細かく文面を読んでいったら、難しい。農家さんが食農教育として貸すということは、でもね現実的には今迄ずっとやってきて税務署には何も言っていないのですからいいことに対しては左程厳しく言う事はない。グリーゾーンは確かにありますが、ですから今後、都市農業振興基本法が改正になればもう少し大きく、そういうのは広がっていくのではないかと、その辺に期待しますね。

(委員) 行政のPRも拡充では難しいところがあるということですか。

(委員) 今もやっていただいているんですが、もう少し一緒にほかの形で宣伝して、グリーンではエコ農産物を「健康百菜」という名前を独自に作って、これで大阪市内のホテルプラザの料理長が来て、ぜひともエコ農産物を紹介して、その野菜を提示したいという申し入れもありました。まだまだ、すてたもんじゃないんでエコブランドを地域ブランドにしたいなああと、他にはないので考えています。

(委員) 先程仰っていただいた、いわゆる農業体験、個々の農家さんと小学校の関わりは結構多いということですか。

(委員) ありますね。

(委員) そういったところをまとめてアピールしていく必要はあるかと思うんですが

(委員) それを大手を振って、例えばこうこうしますとなれば、やっぱり農業委員会の目、税務署の目もありますし、納税猶予農地の利用にかんして、グリーゾーンという言い方にはなると思います。

(委員) 大っぴらには出来ないんですか。

(委員) その辺のニュアンス的なことはある。現実にはやっていて問題はないんですが、農業委員会の見方からすればそうなるし、農業委員会が正確なことを言うとする文面通りしかいけなくなり、その辺非常に難しいので、どうしても都市農業振興基本法の改正が待たれることとなる。

(委員) この第1点目の内容につきまして、6次産業化の資料も私から事務局にまとめていただきたいということで、まとめていただいたのですが、こういった事例についての、ご意見はいかがでしょうか。確かにまだまだこれからの所はあるかと思いますが、何か委員の方々からご意見あればと思います。

(委員) ジャムは高価とありますが、結構高いんですか。

**【事務局】** ひと瓶で1000円から1200円します。これは作るのものにの凄く手間がかかり、材料もいるんで、だからその辺がペイするかペイしないかのブレイクポイントだと思うので、じゃあその値段で東大阪で買う人がいるのかとなると、かなりキビシイ状況ですね。

(委員) このジャムはどれ位の店舗に置いてあるんですか。

**【事務局】** 具体的にいうと「ふれんちん」さんです。

(委員) 石切の地場産を並べたアンテナショップには置いてないんですか

**【事務局】** あそこは全然系統が違うみたいで、あそこはあそこでやられているんで、置くとなると手続き上難しいみたいで、かといって「ふれんちん」さんでは個人でされていますので、そこまで持つていくのかどうかとなる。結局6次産業化の一番難しいところという、流通がどうなるかというのが一番ネックになる。その辺りがクリア出来ない所になってくる。なので、花園商店街なんかでは取組みとして、花園商店街で何とかしようという時に例えばバルをやったり、今「ふれんちん」さんでは月1回月末にバルされているんですけどマルシェと一緒にですけど、そういった時に売るといった格好が今の所精一杯なのかなと、「ふれんちん」さん自体が外に出ていくということが出来ないという所が、ちょっと問題点としてはあるのかなと思います。

(委員) 先程、東大阪農業振興啓発協議会の取組みの中で、地場野菜を使った料理コンテストで思ったんですが、ウチの大学でも結構、産業との連携ということで学生が関わった商品開発とかいうことも結構活発にやっていますので、事前に市政だよりで募集ということをあらかじめ東大阪市内の各大学に流す、案内を出されても結構、学生たちはそういった取組みに熱心なので、多分問題点として上げて頂いている様なところはある程度、活性化出来るのかなという思いはしていますが。

(委員) 1点目について、ご意見はいかがですか

(委員) 6次産業化のところ、まだ構想中なんですが、農協の方の女性会組織で加工部的なものがあるんですけども、女性会の組織で毎年味噌作りをやっています。味噌作りで大豆、麴は買っているんですけども、麴の発酵機も去年農協の方で買ったんです。地場産のお米を使って、麴を作って、後は大豆なんですけども、大豆を遊休地なんかで転作作物で作ってやってみたいなどは今思っているんです。けど中々、大豆の収穫とか植付けの機械が全然ないんです。手作業でという数量の問題があり、そういった時でも遊休地となると、お米を作ってもらっているとしても、米の生産調整で休めてもらっている中で、先程から納税猶予農地とか言われているが、お米を作るのが一番楽なんですけど、そういう所も畑の方に回してもらっているのも現実にはあるので、そういう所で大豆を作っていただいたら、販売先も出来上がっているんで、味噌作りは出来るんじゃないかなあと。

(委員) 思索的な動きはされているんですか。

(委員) まだ大豆の植えるところまでは言ってないですけどね。かなり大豆作りでは投資が要りますかね。

**【事務局】** 大豆は要りますね。汎用コンバイン要りますし、収量がそもそも一反でそんなに獲れませんので、乾燥重量でいったら。あと、鳥除けが絶対要るでしょうから。そういう設備投資が恐らく結構かかるんではと思います。

(委員) 味噌作りも検討していく余地があるというお話で、また、この事例の中に入れていいかなと思います。1点目のご意見よろしいでしょうか。

(委員) この資料の第1回部会の確立から今後の課題とあり、3が今回の検討すべき課題で、この課題の中に防

災農地制度の確立とあり、その右側に別紙3があがっていますが、東大阪市の場合、平成28年度中の具体化ということですが、どういう構想でやられるのですか、例えば別紙3の堺市、寝屋川市、守口市、貝塚市、高石市、大東市この6市の中で特にどこかの市と似通った構想を考えているとか。

**【事務局】**別紙を見ていただきますと、大体各市とも基本的には同様の内容かと考えておまして、本市の場合も農地を何㎡以上にするかという様な所の検討はしておりませんが、骨格としますと、こういう一定何日以上使用するとなると、補償の部分を見込むことや、登録されると防災農地の看板を設置すれば、不法投棄防止にも繋がるということアピールしながら、協力していただける農家さんに進めていきたいと考えておまして、実際の予算というのは大阪府下で幸い、大きな災害がこの間ございませんので、こういう登録制度で例えば寝屋川市さんは平成15年からされているが、実際に補償が発生した事例はございませんので、この辺の予算どりは経済部でとらないといけないという部分ではないかと思っておりますので、各市を参考にして考えていきたいと考えております。

(委員) 2点目の防災農地制度の推進という話に移っていますが、防災農地の看板を立てるとのことなんですけど、例えばよく都市農地の場合は柵をつくったりしますよね。不法投棄を防いだり、あるいは不用意に立ち入って欲しくないという意味で、柵を作っているんですけども、その辺の柵の話はポイントになる様に思うんですけども。

(委員) 実際、私は東大阪長瀬地区で農協は中河内農協で、耕作する現場は八尾市久宝園で市境だが、そこは3年程前に今仰った様に柵なしで災害があった時は自由に入っていたと思って、勿論農小屋もカギをかけていなかったが、それが放火されてかなり被災した。結果、警察の方も治安面から、未然に防ぐよとの指導を受けた。もう一方、その現場の道路挟んだ対面には20a程の農地があり、そこは府道に面しているし八尾市の道路もあり、両サイドがすでに宅地化されて東側が府道に面して、西側が八尾市の認定道路があり、そこも自由に入れるようにしており、ここは建物もないので全て農地で出入り出来るようにしている。柵の必要性は現に被害を受けて警察の方から未然に事故を防ぐにはネットや柵の必要性が言われた。3か所はどこからでも入れるようにしており1か所はシャットアウトしている。現実はそのような問題もあります。だからそれぞれ、野良犬・猫は少々柵してもどこからか入ってきますが、人の侵入は防げるということで、現実にも私も被害を受けたので柵をしている。

(委員) 柵の設置があれば一時避難しようにも入れなくなるという問題点もあるかなあと思えます

**【事務局】**その辺の現実的な検討はまだ行っていませんので、その辺のご指摘の点は検討させていただきたいと思えます。

(委員) 農小屋もかなりの面積あるので、保冷庫等とかの設備もあるので利用できる面ある。一方は野菜とかの被害はやむをえないとしても、農小屋が放火されたらかなり被害になる。

(委員) それでは時間がかなり経過しております。もし防災農地登録制度につきましては本市で今年度中に施策として実施するという話でございます。もし何かご意見あればいただきたいと思えます。3点目ですけども援農ボランティア、農家サポートバンクシステムの構築ということで、これは前期の中小企業振興会議の方へ提案させていただいたものであるし、他の中小企業振興会議の部会でも人づくりというキーワードがあって本部会においてもこういった問題点があり、ボランティア、サポーターのシステムづくりが要りますよというところも必要性を感じているところがございますが、課題につきまして委員の方々からご意見いただけたら有難いと思っておりますが、資料によりますと援農側として前回、大学からの援農の事例も報告いただいているけれども、委員の方から援農、サポートに関わってご意見あれば頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員) 援農ボランティアで、今回代理出席で不承知のところあるが、東大阪の老人大学の活動の方もやっています。そこの方達は定年退職されてやることがないからということで、老人大学にお見えになっている人達がすごく、体力あるし頭いいし、ということで私自体が振り回されているんですけども、そういう方達にこういうことがあるということをお話させていただけるのであれば、一つ講座を持ってもいいかなという風に思うんですけども、お手伝いが要るとか。それから消費者団体協議会の部分でもこういう話を入れてもらえれば。いつも思うんですが消費者の方からすれば、値崩れすると売らないで処分してしまったりとかいう野菜を見せて頂くと大変ねという様に感じる。こういう援農ボランティアをさせて頂くのであれば、お金のやりとりではなくて野菜自体が安全・安心のものであるというのが自分達で作りながら分かっていくので、市場出荷出来ないものをお手伝いする人達に提供するという形であれば、皆喜んで取組むのではないかなと思う。

(委員) 第1期の部会の時にもこういう必要性があって、農家側としては高齢化あるいはケガなり病気といったことから収穫が大変だという、あるいは農産物の面倒が大変だというニーズと、それとボランティアサイドの求めるものが、どの辺にあるのかということと、特に仰った様に収穫の時期がいつに来るのかとか、手助けが欲しい時期と、援農する時期あるいは、人数の兼ね合いとか。もう一つは、ここに書いて頂いているように、技術的な部分。それは講習会などで解決するのは可能かと思うが、一番問題はやっぱり適材適所の所にどの様に援農していくのかという、そういうシステムづくりが難しいなという話を前期の部会でも出ていたと思う。ですので、今回につきましては農業振興啓発協議会の方でも様々な農業に関わるPRの講習会なり、作物栽培のための講習会がされているが。そういった講座を受けられた方が、どの様に援農に繋げていくかという所がまだまだ見えない所があるのかなと思っております。ここに書かせて頂いている様に、当面はやはり農家側さんの求めるものと、援農ボランティア側の求めるものとの、何か実態把握みたいなものが要るのかなという意味で、事務局の方で書かせて頂いている様に、その為に調査が必要ではないかという所にアンダーラインを引かせて頂いておりますが、そういうニーズ調査みたいなものを今後していく必要があるのかな。それによって、どういう風にシステムづくりをすればいいのか。という所に繋がっていく様に思いますので、調査の内容、例えば農家側取る意識調査・実態調査と、あと消費者、地域住民の方々にとる調査と、二段構えでやる必要があ

るかと思っております。この点はいかがでしょうか、何かご意見があれば。  
(委員) それでは予定をしていました時間になってまいりました。まとめとして今回3点、今日の検討部会で委員の方々にご義論頂きました。今日の議論を踏まえて今月末に予定の振興会議の方に中間報告としてさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。事務局の方で連絡事項ありましたらお願いします。  
**【事務局】**・次回部会は6月以降で開催の予定  
・その他

**【閉会】 11 : 30**